

船橋市一般廃棄物処理基本計画（案）

令和4年2月

船橋市

は じ め に (仮)

作成中

船橋市長 松 戸 徹

目 次

1 総論

第1章 計画策定の基本的事項

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
 2. 1 各種法体系の整理
 2. 2 船橋市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ
- 3 計画の策定体制とその流れ
- 4 計画の期間及び進捗管理
(コラム SDGS)

2 ごみ処理編

第1章 現状と課題

- 1 ごみ処理の流れと体制
 1. 1 ごみ処理の流れ
 1. 2 分別区分
 1. 3 処理体制
- 2 本市の現状
 2. 1 ごみ総排出量
 2. 2 ごみ処理量
 2. 3 ごみ処分量
 2. 4 家庭系ごみ(排出量・組成)
 2. 5 事業系ごみ(排出量・組成)
 2. 6 発電状況
(コラム 発電)
 2. 7 ごみ処理経費
- 3 前計画の総括と課題
 3. 1 前計画の目標達成状況
 3. 2 前計画の施策の成果と課題

第2章 計画の基本理念・基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本方針
 2. 1 基本方針
 2. 2 重点的な取り組み
- 3 数値目標
- 4 計画の体系

第3章 目標達成に向けた取り組みの内容

- 1 基本方針1
 1. 1 情報提供の充実
 1. 2 環境学習の推進
 1. 3 地域全体の環境美化の推進
 1. 4 優良事業者の育成
 1. 5 市民サービスの向上
- 2 基本方針2
 2. 1 発生抑制行動の推進
 2. 2 分別排出の徹底
 2. 3 排出者責任の徹底
 2. 4 食品ロスの削減の推進
- 3 基本方針3
 3. 1 効率的な収集運搬体制の確保
 3. 2 施設の適正な運営と維持管理の継続
 3. 3 廃棄物エネルギーの利活用
 3. 4 災害時における廃棄物処理体制の構築
 3. 5 家庭系可燃ごみの有料化の検討

第4章 食品ロス削減推進計画

- 1 食品ロスの現状
 1. 1 食品ロスとは
 1. 2 船橋市の現状
 1. 3 発生要因
- 2 求められる役割と行動
 2. 1 市民の役割
 2. 2 事業者の役割
 2. 3 市の役割
- 3 食品ロス削減に向けた取り組み

3 生活排水編

作成中

1 総論

第1章 計画策定の基本的事項

1.1 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28（2016）年9月 環境省）では、一般廃棄物処理基本計画は、市が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、目標年次を 10 年から 15 年先におき概ね5年ごとに計画を改定するものとされています。

本計画は、平成 29（2017）年2月に策定した船橋市一般廃棄物処理基本計画を改定するものです。

1.2 計画の位置づけ

1.2.1 各種法体系の整理

本計画の策定に係る、循環型社会の構築に向けた法体系は以下のとおりです（図1-1）。
関連計画、法規の主な改定の概要は次のページに示すとおりです。

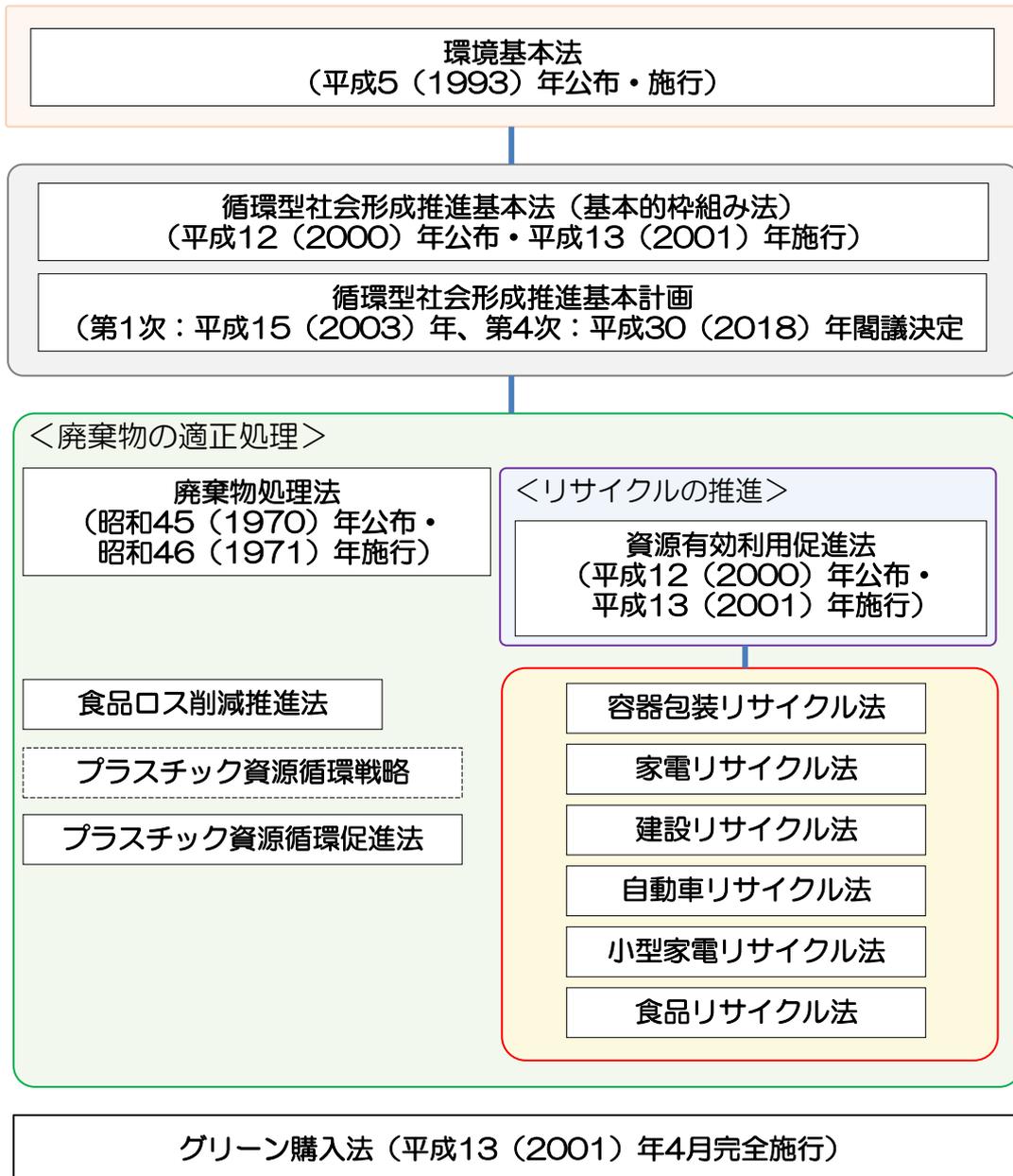


図1-1 各種法体系の整理

[関連計画、法規の主な改定の概要]

環境基本法

- 平成5（1993）年の施行以降、環境基準の項目や測定方法など逐次改正を実施

環境基本計画

平成30（2018）年4月 第五次環境基本計画閣議決定

- 環境・経済・社会の統合的向上を目指す
- 分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）

循環型社会形成推進基本計画

平成30（2018）年6月 第四次循環型社会形成推進基本計画策定

- 資源生産性及び循環利用率の向上
- 最終処分量の削減
- 経済的・社会的側面に視野を拡大した地域活性化や食品ロス量の削減
- プラスチックごみ対策
- 高齢化社会及び災害時に対応した廃棄物処理体制の構築

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元（2019）年10月施行

- 多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を総合的に推進
- 食品ロスの削減に関して国、地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割等を明確化
- 市町村の食品ロス削減推進計画策定の努力義務を規定
- 国民、事業者に対して、求められる役割と行動を明記

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

令和元（2019）年7月 新たな基本方針の策定と政省令・告示の改正

- 事業系食品ロス量削減目標が新たに設定

プラスチック資源循環戦略

令和元（2019）年5月策定

- リデュース等の徹底
- 令和12（2030）年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出削減

令和元（2019）年12月

- 「プラスチック製買物袋有料化実施ガイドライン」を公表

令和2（2020）年7月

- レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を実施

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）

令和3（2021）年3月閣議決定

- プラスチック資源循環の基本方針を策定
- 環境配慮設計指針の策定
- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者等）が取り組むべき判断基準を策定
- 市区町村の分別収集・再商品化、製造・販売事業者等による自主回収、排出事業者の排出抑制・再資源化の促進

1.2.2 船橋市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル関連法に基づく本市における一般廃棄物処理の基本方針を示しており、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画と位置付けられています。

また、本市の総合計画や環境基本計画等の実施計画としての側面も有していることから、各種法律や国の計画・方針に加え、県の計画及び市内の上位計画（船橋市総合計画、船橋市環境基本計画）に基づいて策定しています（図1-2）。

「循環型社会形成推進基本計画」及び「千葉県廃棄物処理計画」の概要は次のページに示すとおりです。

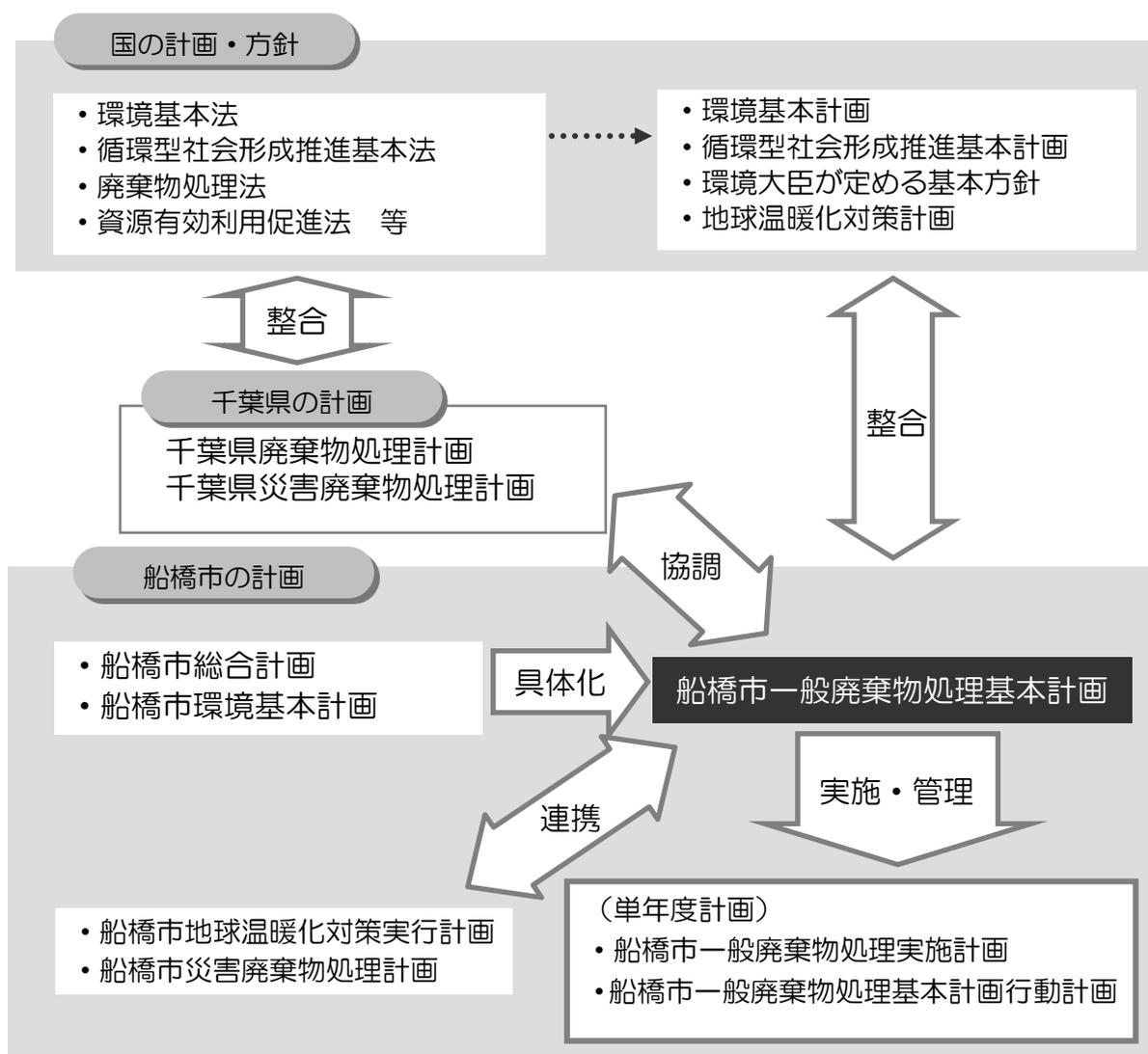


図1-2 本計画の位置づけ

[第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30（2018）年6月）の概要]

<重要な方向性>

- ・地域循環共生圏形成による地域活性化
- ・ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ・適正処理の更なる推進と環境再生
- ・災害廃棄物処理体制の構築
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

<目標値>

指標（目標）	数値目標	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日	2025年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日	2025年度
家庭系食品ロス量	2000年度比半減	2030年度

<持続可能な社会づくりとの統合的な取組>

- ・地域循環共生圏の形成
- ・シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- ・家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- ・高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ・未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 等

[第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3（2021）年3月）の概要]

<計画策定の趣旨>

県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示す

<計画期間>

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

<計画目標（一般廃棄物）>

区分	基準年度 （平成30（2018）年度）	目標年度 （令和7（2025）年度）
排出量	206万t	183万t以下
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量	507g/人・日	440g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万t	12万t以下

<展開する施策>

- ・3Rの推進
- ・適正処理の推進
- ・適正処理体制の整備
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築

<新たな取組>

- ・「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の展開
- ・食品ロスの削減をテーマとしたリーフレット作成 等

1.3 計画の策定体制とその流れ

本計画の策定にあたっては船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会において、前計画の進捗状況の確認や新たな計画の内容の検討を行い、国及び県の動向、近隣市や中核市の状況から見た本市のあるべき姿、市民アンケート調査結果等を踏まえた素案をもとに、船橋市廃棄物減量等推進審議会による答申を受け、パブリックコメントを実施し作成しました。(図1-3)。

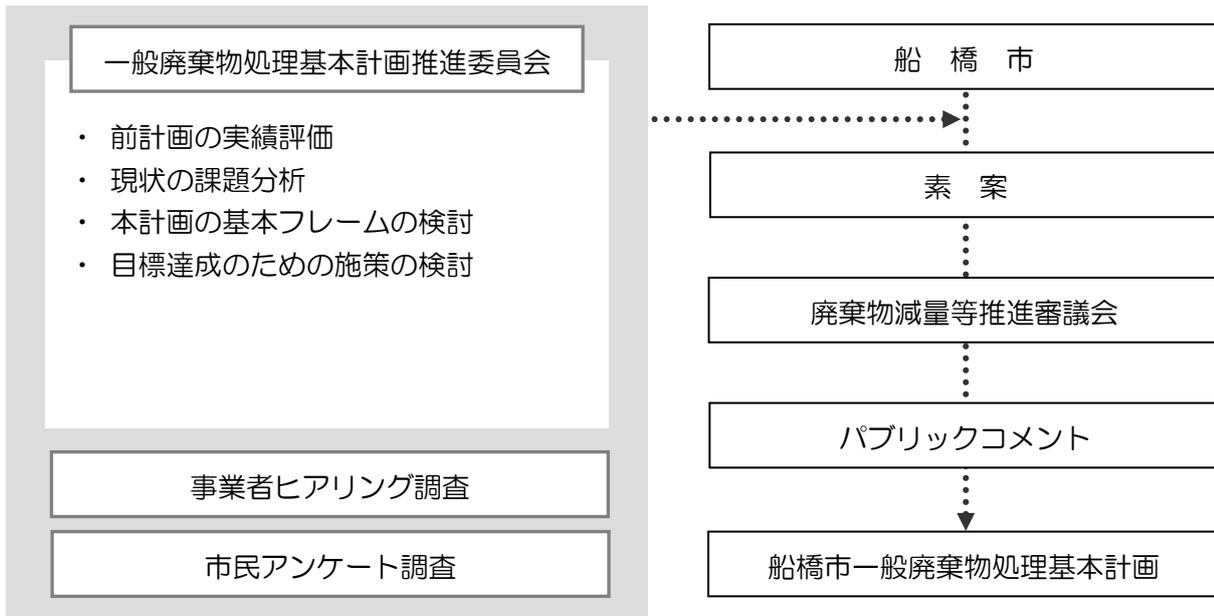


図1-3 船橋市一般廃棄物処理基本計画の策定体制とそのフロー

1. 4 計画の期間及び進捗管理

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度を初年度とした令和13（2031）年度までの10年間で、令和8（2026）年度を中間目標年度とし、関係法令の改正や上位計画の変更等、本計画の前提条件に変更が生じた場合には適宜見直しを行います。

また、本計画で設定した数値目標の達成状況や施策の進捗状況等については、次回の計画見直しまで、毎年度、一般廃棄物処理基本計画推進委員会にて確認を行うものとします。（図1-4）

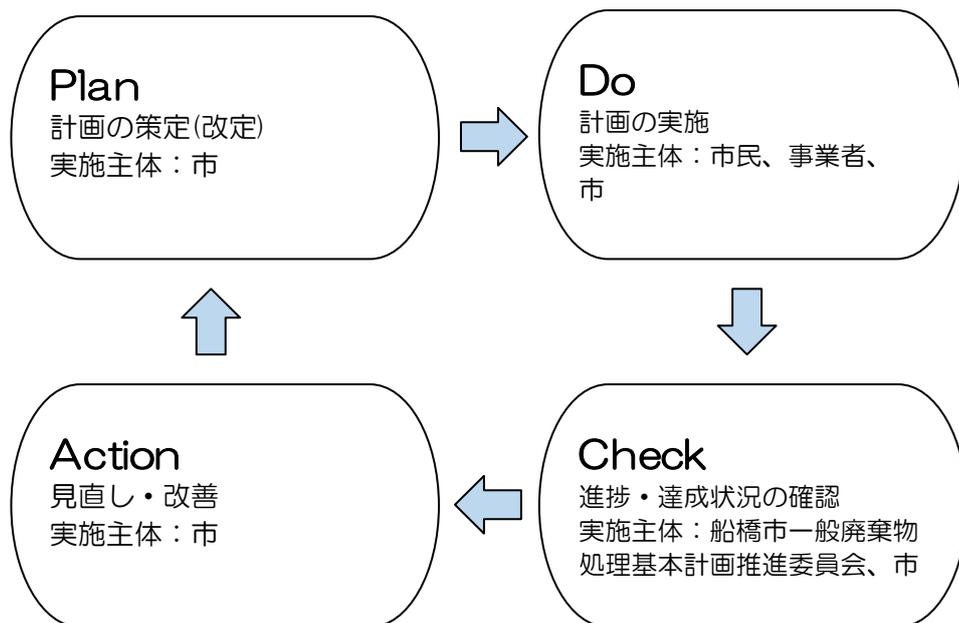


図1-4 進捗管理の流れ

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、先進国と開発途上国を問わず一丸となって取り組む普遍的なものであり、地球上の誰一人取り残さないことを掲げています。

17のゴールは、「貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ」「エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ」「地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ」といった世界が直面する課題を網羅的に示しています。

廃棄物との関わりが特に深いゴールとしては、「6 水・衛生の利用可能性」や「12 持続可能な消費と生産」が挙げられるほか、食品ロスに関しては「2 飢餓撲滅、食料安全保障」、廃棄物処理施設による発電に関しては「7 エネルギーへのアクセス」、環境負荷が少ない処理処分に関しては「11 住み続けられるまちづくりを」や「13 気候変動への対応」、プラスチック問題に関しては「14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用」等も大きく関係しています。

各ゴールは相互に関係しており、1つのゴールを目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち、取組を進めることが求められています。



SDGsにおける17のゴール

2 ごみ処理編

第1章 現状と課題

1.1 ごみ処理の流れと体制

1.1.1 ごみ処理の流れ

「可燃ごみ」は、北部清掃工場及び南部清掃工場の2か所の焼却施設で焼却処理しています。「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」については、西浦資源リサイクル施設を中心に中間処理（破碎・選別等）しています。中間処理して取り出した資源物は、民間事業者へ委託を行い資源化するほか、可燃物は焼却処理し、不燃物は民間事業者へ委託を行い資源化または最終処分しています。また「資源ごみ」については、民間施設で中間処理および資源化をしています（図2-1）。

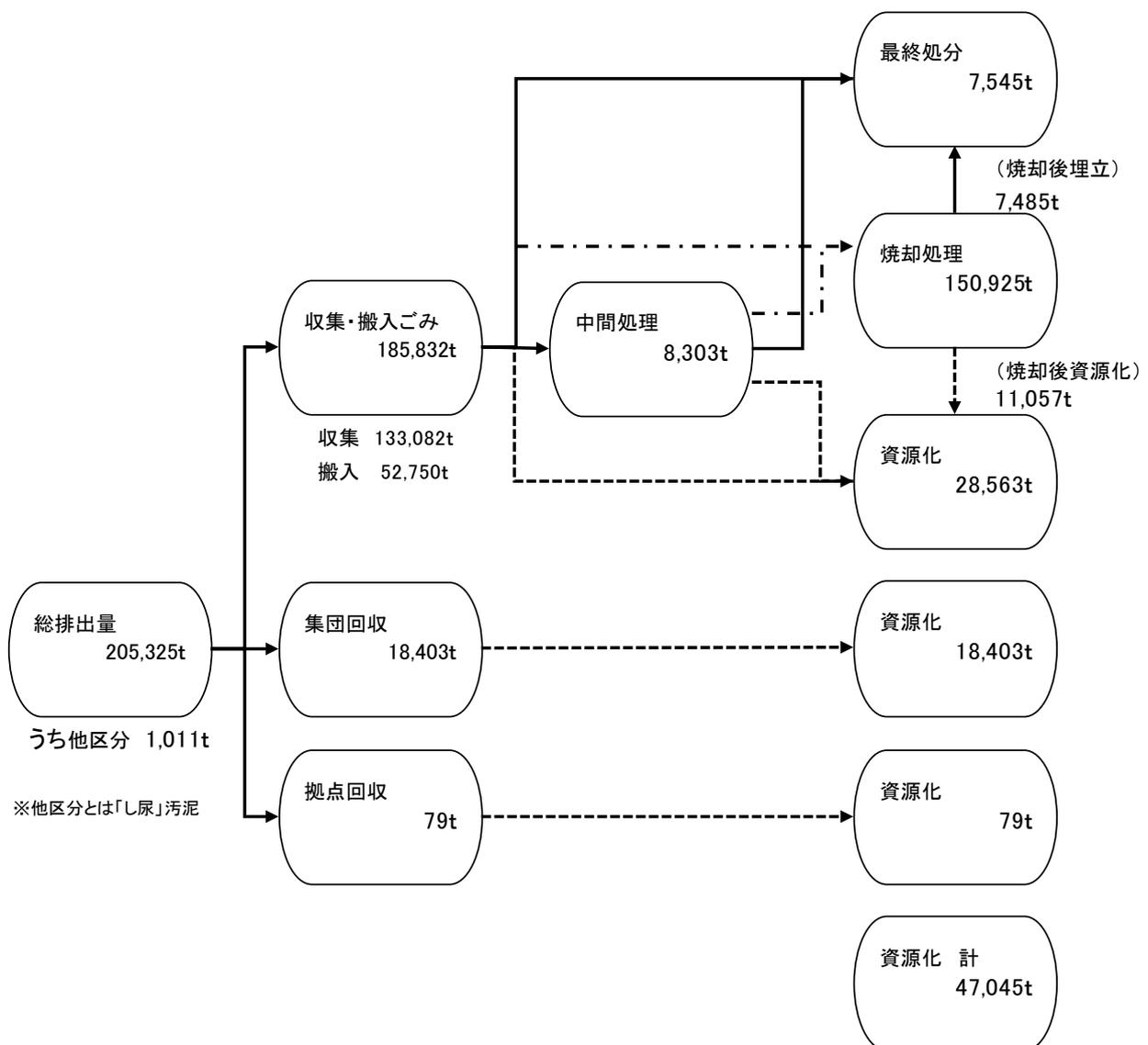


図2-1 令和2（2020）年度ごみ処理実績フロー

1.1.2 分別区分・収集体制

分別区分は、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「有価物」となっており、「資源ごみ」については、「ビン」、「カン・金属類」、「ペットボトル」の3品目としています。なお、小型家電は拠点回収により回収しています。

平成29（2017）年4月より、新たに有価物の品目に「雑がみ」を増やしました（表2-1）。

表2-1 分別区分等

分別区分		内容	収集回数	収集方法	収集主体
ごみ	可燃ごみ	生ごみ 皮革類など	週2回	ステーション方式	直営収集 委託業者
	不燃ごみ	金属類 ガラス類など	月1回	ステーション方式	委託業者
	粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	委託業者
資源物	資源ごみ・ ペットボトル	ビン カン・金属類 ペットボトル	週1回	ステーション方式	委託業者
	有価物回収	新聞 雑誌 雑がみ ダンボール 紙パック 古着・毛布	週1回	ステーション方式	船橋市有価物回収協同組合
小型家電		携帯電話 ゲーム機など	随時	拠点回収	委託業者 障害者福祉事業所

1.1.3 処理体制

(1) 中間処理

本市の設置するごみ処理施設は以下のとおりです（表2-2、図2-2）。

表2-2 本市の設置するごみ処理施設

施設名	ごみの種類	処理方法	処理能力
北部清掃工場	可燃ごみ	焼却	可燃ごみ 127 t/日×3炉 (381 t/日)
	粗大ごみ	破碎・選別	粗大ごみ 15 t/日
南部清掃工場	可燃ごみ	焼却	113 t/日×3炉 (339 t/日)
西浦資源リサイクル施設	不燃ごみ	破碎・選別	不燃ごみ 29 t/日
	粗大ごみ		粗大ごみ 34 t/日

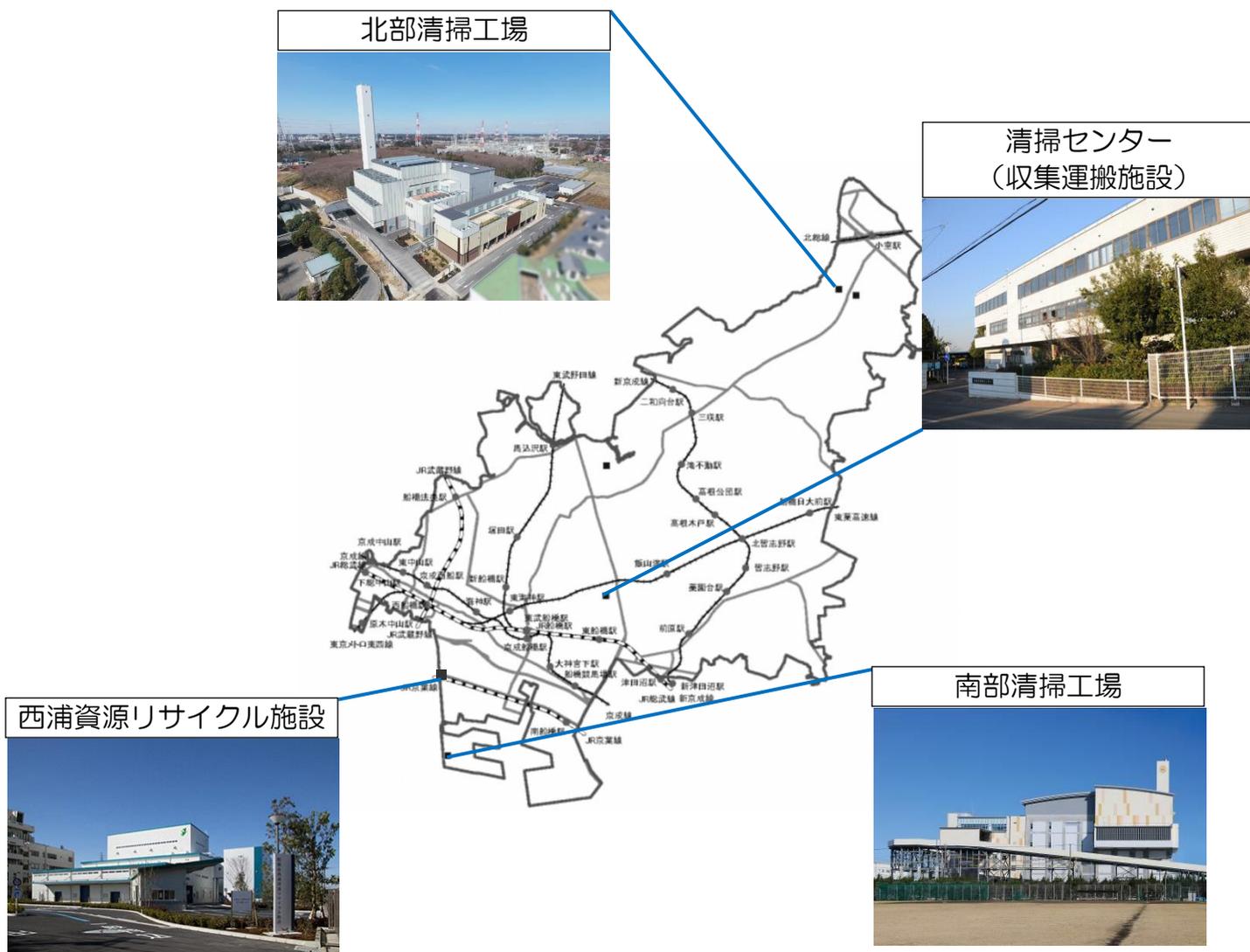


図2-2 本市の設置するごみ処理施設

(2) 資源化・最終処分

本市では、資源ごみであるビン・カン・ペットボトルを中間処理する施設および焼却灰等の資源化、最終処分を行う施設を持っていないため民間事業者に処理を委託しています。

コラム 燃やしたら終わり？最終処分場の話

ごみを処理した後は、焼却灰や残渣が発生しますが、本市には焼却灰を最終処分する埋立地がありません。

他の自治体の最終処分場へ埋め立てをお願いしていますが、限りある埋立地に負荷をかけないためにも、ごみを減らす必要があります。



最終処分場の様子

1.2 本市の現状

1.2.1 ごみ総排出量

ごみ総排出量は、減少傾向となっており、令和2（2020）年度が204,314 tと、平成27（2015）年度より2.2%減少しています（図2-3）。

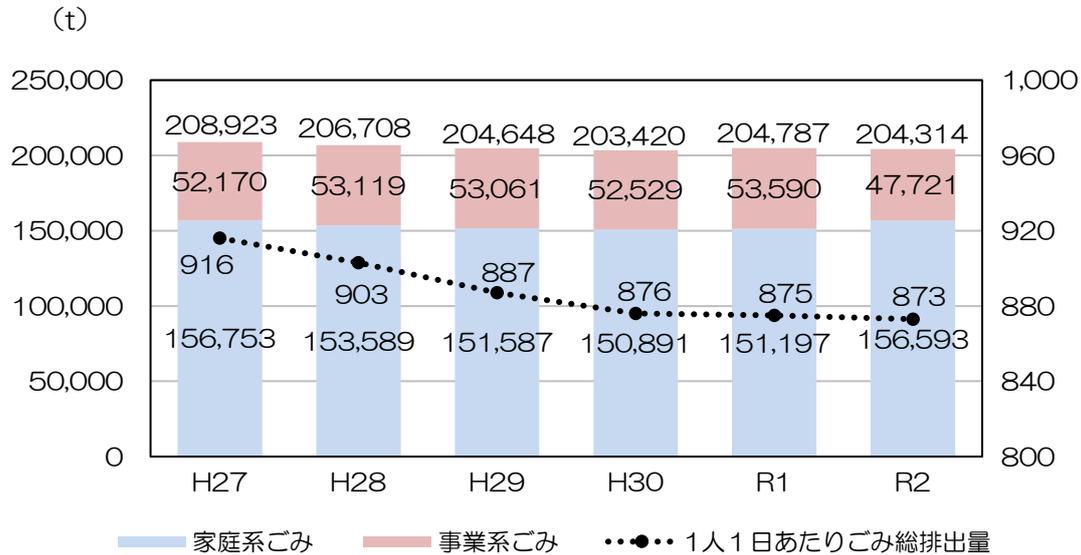


図2-3 ごみ総排出量の推移

1.2.2 ごみ処理量

ごみ処理量は、平成28（2016）年度に減少、翌29（2017）年度に増加した以降は横ばいになっています。令和2（2020）年度の処理量は216,322 t（焼却量169,277 t、資源化量47,045 t）、リサイクル率は23%となっています（図2-4）。

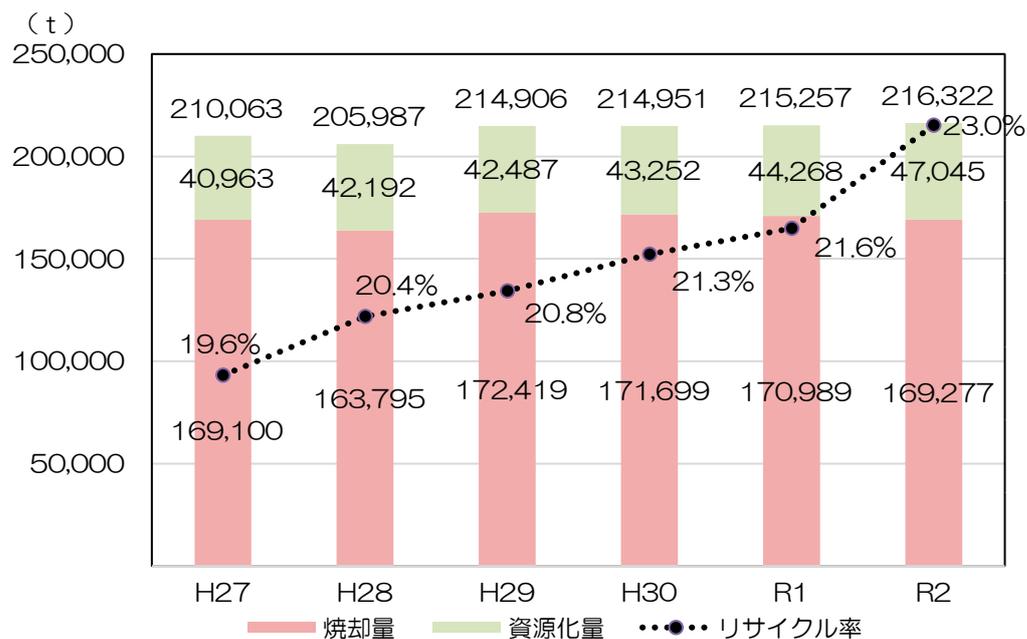


図2-4 ごみ処理量の推移

1.2.3 最終処分量

最終処分量は、減少傾向にあります。令和2（2020）年度の処分量は7,545 tとなっており、平成27（2015）年度と比べ、6,719t減少しています（図2-5）。

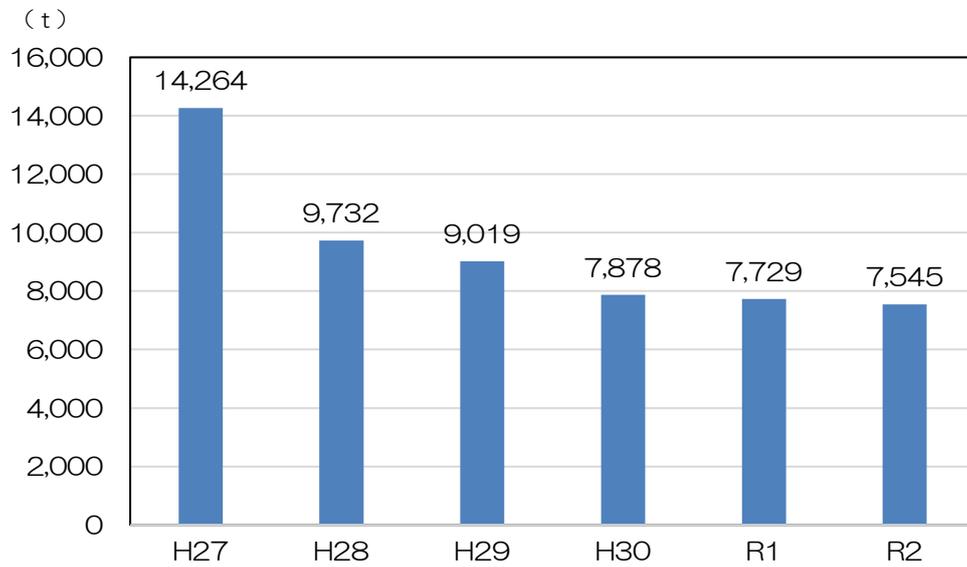


図2-5 ごみ処分量の推移

1.2.4 家庭系ごみ（排出量・組成）

家庭系ごみ排出量は、平成 27（2015）年度以降は減少傾向にあるものの、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 156,593 t と増加しています（表 2-3）。

家庭系可燃ごみの組成調査結果では、台所ごみと紙類の割合が非常に高く、全体の 61.46% を占めています（図 2-6）。

表 2-3 家庭系ごみ排出量の推移

		H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	
人口（人）		622,890	627,073	631,973	635,947	639,107	640,906	
直営収集 委託収集 直接搬入	ごみ	可燃ごみ（t）	120,296	118,814	117,668	115,785	115,102	117,417
		不燃ごみ（t）	3,881	3,617	3,516	3,623	3,664	4,085
		粗大ごみ（t）	5,091	4,891	4,948	5,628	6,181	7,345
		計（t）	138,240	135,830	134,596	134,287	134,792	140,277
資源ごみ（t）		9,105	8,943	8,813	8,787	8,757	9,264	
小計（t）		138,373	136,265	134,945	133,823	133,704	138,111	
平成 27（2015）年度比（%）		100.0	98.5	97.5	96.7	96.6	99.8	
集団回収	有価物（t）	18,355	17,303	16,610	17,014	17,433	18,403	
拠点回収	小型家電（t）	25	21	32	54	60	79	
合計（t）		156,753	153,589	151,587	150,891	151,197	156,593	
平成 27（2015）年度比（%）		100.0	98.0	96.7	96.3	96.5	99.9	

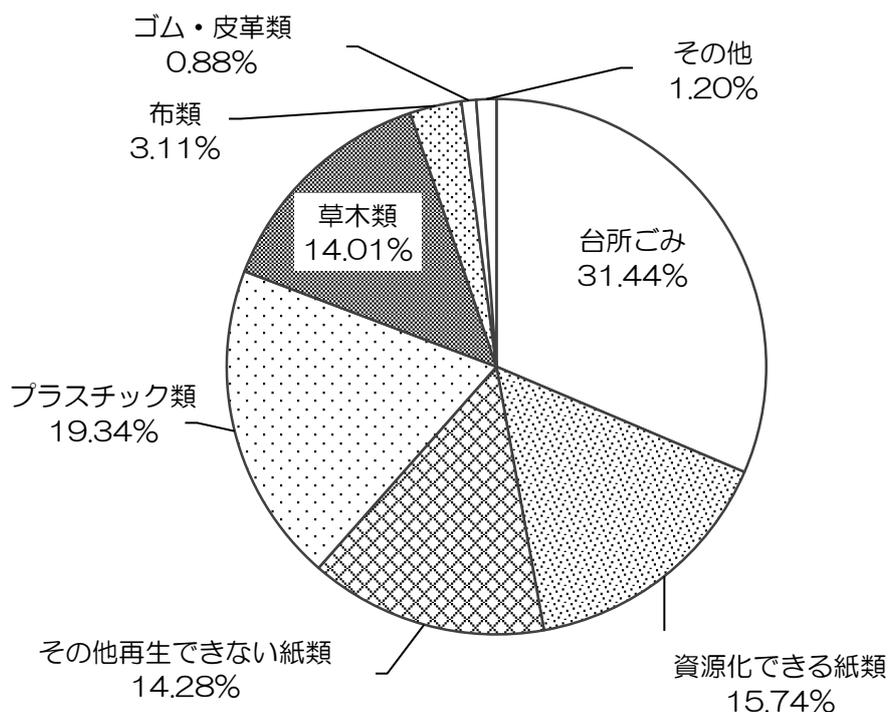


図 2-6 家庭系可燃ごみ組成調査（令和 2（2020）年度）

1.2.5 事業系ごみ（排出量・組成）

事業系ごみ排出量は、平成 27（2015）年度以降は緩やかに増加していましたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により 47,721 t と大きく減少しています（表 2-4）。

事業系ごみの組成調査結果でも、紙類と厨芥類（台所ごみ）の割合が非常に高く、全体の 82.97% を占めています（図 2-7）。

表 2-4 事業系ごみ排出量の推移

			H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2
許可業者 直接搬入	ごみ	可燃ごみ	47,413	48,533	48,572	48,413	48,979	43,683
		粗大ごみ	3,315	3,102	2,851	2,573	3,048	2,790
		計	50,728	51,635	51,423	50,986	52,027	46,473
	資源ごみ	392	347	330	308	354	260	
	食品残渣他	1,050	1,137	1,308	1,235	1,209	988	
合計			52,170	53,119	53,061	52,529	53,590	47,721
平成 27（2015）年度比（%）			100.0	101.8	101.7	100.7	102.7	91.5

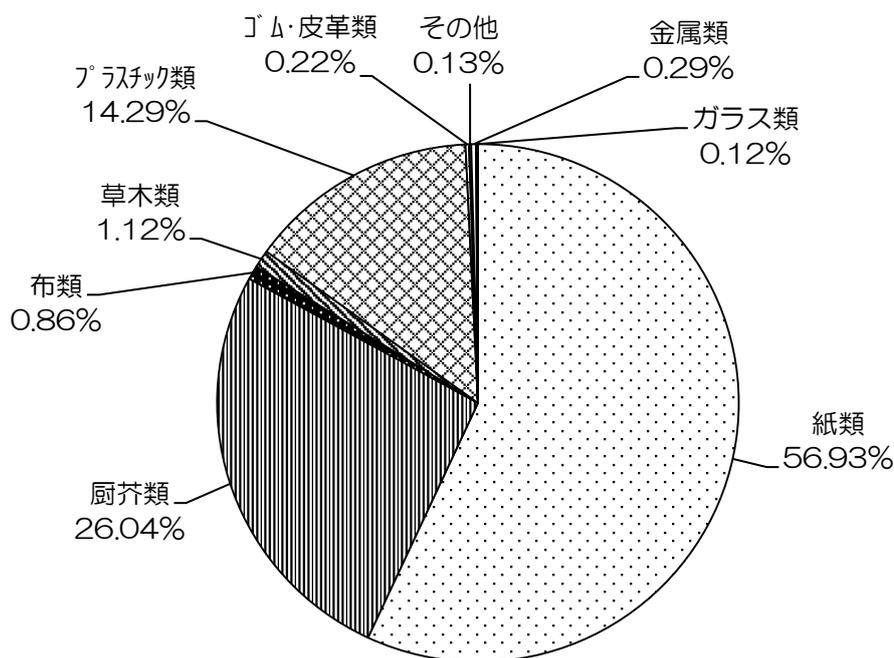
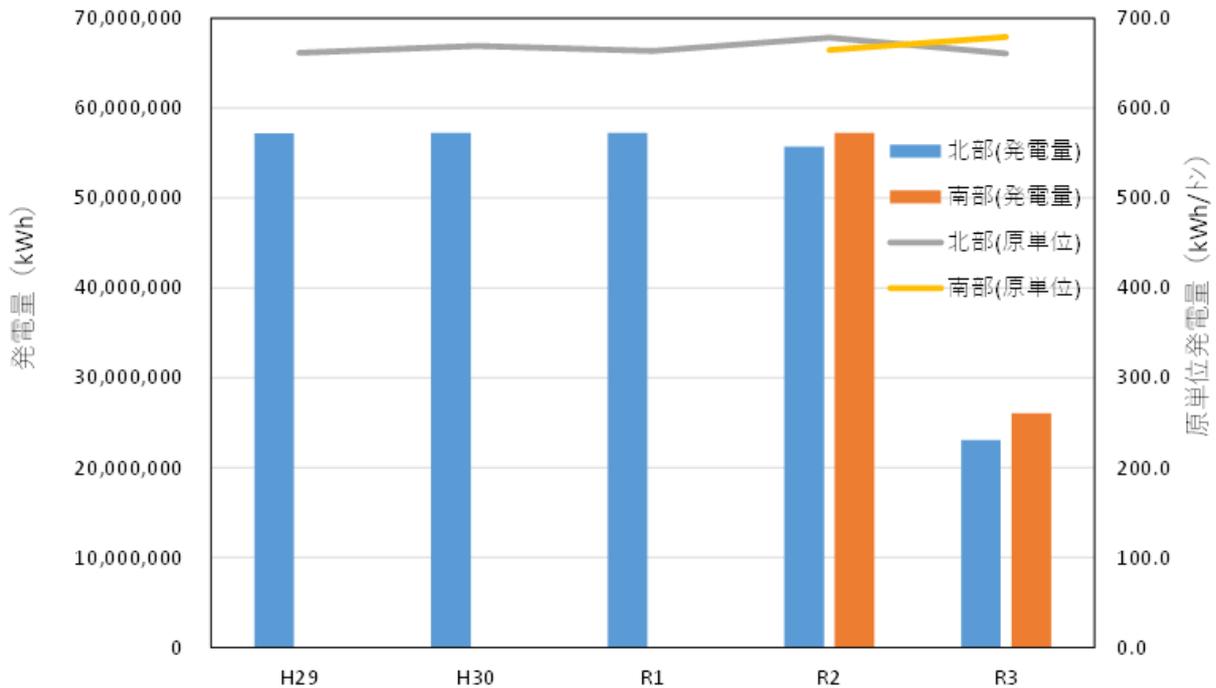


図 2-7 事業系ごみ組成調査（令和 2（2020）年度）

1.2.6 発電状況（コラム 発電）

本市では、北部清掃工場及び南部清掃工場の建替え事業を実施し、北部清掃工場（平成29年4月稼働）に8,800kW、南部清掃工場（令和2年4月稼働）に8,400kWの高効率ごみ発電設備を整備しました。

今後、安定したごみ発電を継続的に行いながら、発電電力の更なる利活用方法の検討を行います。



		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (8月31日時点)
発電量(kWh)	北部	57,192,140	57,235,970	57,238,860	55,708,200	23,114,080
	南部				26,049,260	26,049,260
原単位発電量(kWh/トン)	北部	661.5	669.0	663.6	678.2	660.8
	南部				664.5	679.0

コラム：すごいぞ！北部清掃工場

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課発行の「日本の廃棄物処理（令和元（2019）年度版）」では、平成29（2017）年4月に稼働した本市の北部清掃工場が、「エネルギー回収（ごみ処理量当たりの発電電力量）の取組」で、表のとおり、発電効率の高い施設として全国で第4位となりました。

また、令和2（2020）年度の実績でも、北部清掃工場は678kWh/トとなり、令和元（2019）年度よりさらに14kWh/ト増加、また、令和2（2020）年4月に稼働した南部清掃工場は673kWh/トとなり、本市の2つの清掃工場は全国でトップクラスに位置づけられる高効率発電設備を備えています。

エネルギー回収（ごみ処理量当たりの発電電力量）取組の上位10施設（抜粋）

1	大阪府 東大阪都市清掃施設組合	第五工場	727 kWh/ト
2	埼玉県 東埼玉資源循環組合	第二工場ごみ処理施設	705 kWh/ト
3	兵庫県 神戸市	港島グリーンセンター	691 kWh/ト
4	千葉県 船橋市	北部清掃工場	664 kWh/ト
5	新潟県 上越市	上越市クリーンセンター	646 kWh/ト
	・	・	・
10	滋賀県 草津市	草津市立クリーンセンター（熱回収施設）	609 kWh/ト

出典：日本の廃棄物処理（令和元年度版）

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 発行

1.2.7 ごみ処理経費

令和2（2020）年度のごみ処理経費（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除く）は約〇億円です（図2-8）。また市民1人あたりのごみ処理経費は約〇円となっており、近年はほぼ横ばいとなっています（図2-9）。

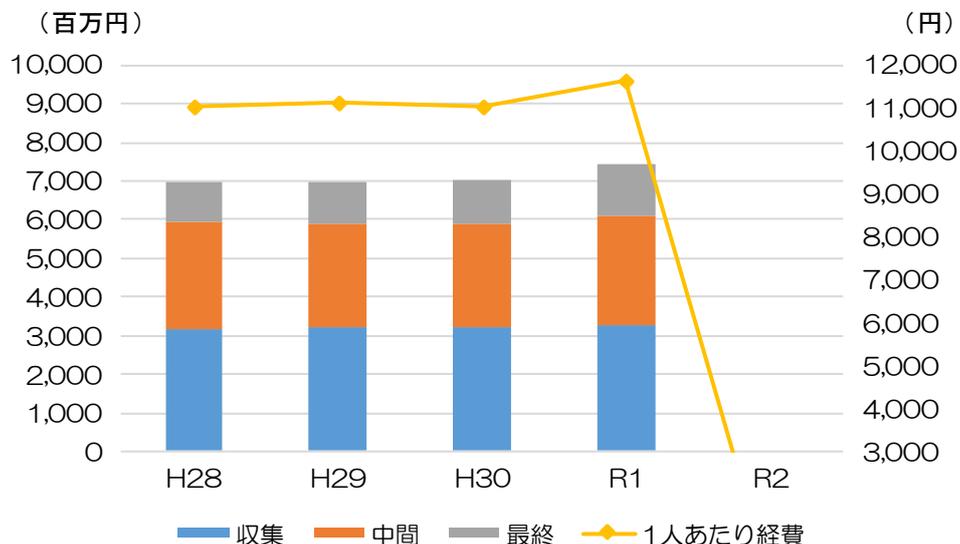


図2-8 ごみ処理経費の推移（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除く）

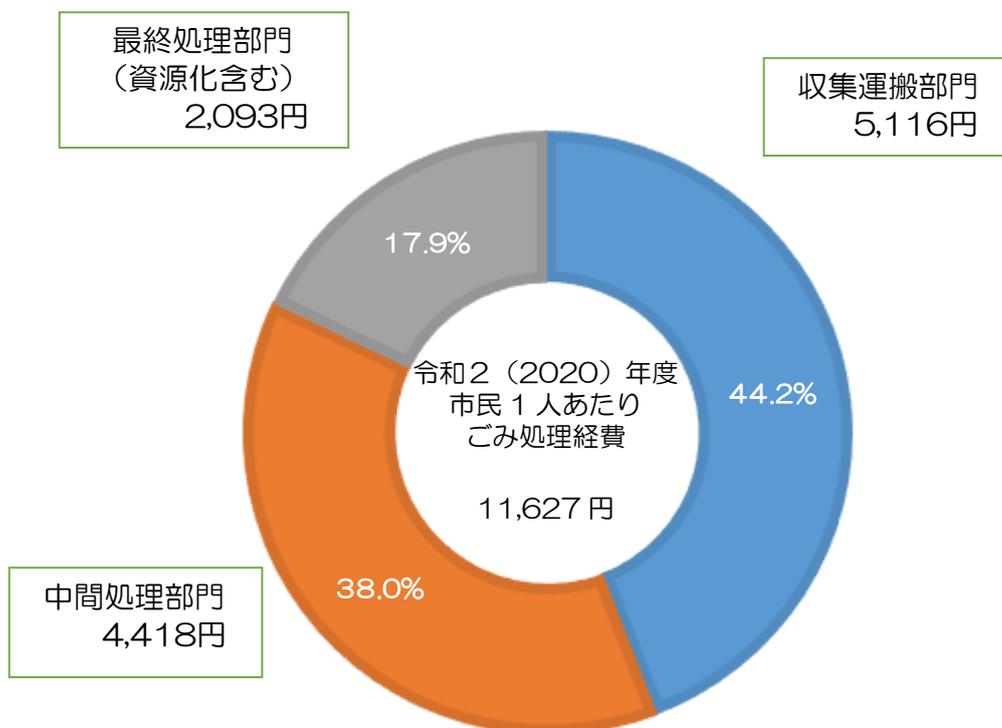


図2-9 令和2（2020）年度のごみ処理経費（し尿・浄化槽汚泥に関する経費を除く）

1.3 前計画の総括と課題

1.3.1 前計画の目標達成状況

前計画では平成 27（2015）年度の実績を基準として数値目標を設定しました。令和 2（2020）年度の実績では、平成 27（2015）年度と比較し、ごみ量は減少していますが最終処分量以外は、令和 3（2021）年度の中間目標を達成することが難しい状況です（表 2-5）。

表 2-5 目標の達成状況

数値目標項目	基準年度	現状	中間目標年度	目標年度
	平成 27 (2015) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 8 (2026) 年度
① 排出量	208,923 t	204,314 t	194,300 t	183,850 t
平成 27（2015）年度比	---	-2.2%	-7.0%	-12.0%
② 1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	567g	551 g	497g	427g
平成 27（2015）年度比	---	-16 g	-70g	-140 g
③ リサイクル率	19.6%	23.0%	27%	34%
（焼却灰を含まない）	13.3%	13.7%	20%	27%
平成 27（2015）年度比	---	+3.4%	+7.0%	+14.0%
④ 最終処分量	14,264 t	7,545 t	10,000 t	7,000 t
平成 27（2015）年度比	---	約 53%	約 70%	約 50%

1.3.2 前計画の施策の成果と課題

① 広報・啓発計画

【成果】

ごみの減量、資源化の情報提供を充実させるため平成 29 (2017) 年度より情報誌「リサちゃんだよりプラス」を発行したほか、平成 30 (2018) 年度よりごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しました。また環境教育を充実させるため小学校への新たな出前授業や親子向けの施設見学会を実施することができました。

【課題】

資源化できる紙類である「雑がみ」を分別している、ある程度分別している方は平成 30 (2018) 年度に実施した市民意識調査では 38.1%でしたが、令和 2 (2020) 年度に実施した市民アンケート調査では 60.8%と 22.7 ポイント上昇しています。令和 2 (2020) 年度市民アンケート調査では、分別していない、あまり分別していないと回答した割合が 36.9%と、分別に取り組んでいただけていない方が多くいること、分別をしない理由としては「分別や排出方法がわからないから」が 43.8%であったことから、引き続き雑がみの分別について周知する必要があります。

また、本市は人口増加が続いていることや外国人の居住も増えていることから、転入者や外国人向けにより丁寧に情報を提供する必要もあります。今後の啓発には SNS など多様な媒体の活用を積極的に進めていく必要があります。

また「船橋市廃棄物減量等推進員」制度が形骸化しているため、活動が活発化するような方法を検討する必要があります。

② リデュース・リユース計画

【成果】

食品ロス対策として、家庭系可燃ごみに含まれる「未利用食品」や「食べ残し」などの調査を始めたほか、平成 30 (2018) 年度から「ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度」を開始し、リデュース・リユースや食品ロス削減に優れた取り組みを行う事業者を認定しホームページで公表しました。

【課題】

令和 2 (2020) 年度家庭系可燃ごみ組成調査では、未利用食品と食べ残しが約 3%含まれており、更なる食品ロスの削減が必要です。また「ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度」は新規の登録事業者が少ないことから、事業者に対し更に制度の周知を図るとともに 3R に取り組む後押しとなるよう市民向けの周知が必要です。

③ 資源化計画

【成果】

小型家電については「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加したほか、平成 30（2018）年度には設置場所を 4 か所増やし市内 20 か所となりました。また店頭回収について「ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度」で認定された事業者をホームページで紹介しました。

【課題】

事業系古紙の資源化についてはチラシの作成等を行いましたが、事業系可燃ごみに混入しているケースがいまだに見受けられるため、事業系ごみの減量および適正排出、資源化の促進のため展開検査の強化等混入防止対策が必要です。

④ 収集・運搬計画

【成果】

平成 30（2018）年 10 月より家庭系可燃ごみの収集回数を週 3 回から 2 回に見直したほか、同時に高齢者や障害者へのごみ出し支援サービスである「ふれあい収集」を開始しました。

【課題】

事業系ごみ収集運搬業者に対し、分別収集の徹底や交通法規の遵守等に係る従業員教育について更なる啓発が必要なほか、災害時に備え収集運搬のシミュレーションを行うなど平時からの備えが必要です。

⑤ 処理・処分計画

【成果】

平成 29（2017）年 4 月に北部清掃工場が、令和 2（2020）年 4 月に南部清掃工場が稼働し安定的に可燃ごみを処理する体制を整えることができました。

【課題】

引き続き適正な処理を行うために、処理不適物の混入防止に努めるほか、廃棄物処理施設の安定的な稼働のため、施設運営に関する研修を行う必要があります。

また、本市は最終処分場を保有していないため、今後も安定した最終処分先の確保に努める必要があります。

⑥ 安心・安全・安定した処理計画

【成果】

令和2（2020）年3月に「船橋市災害廃棄物処理計画」を策定したほか、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者等と災害協定を締結し災害に備えることができました。

また、災害に備え仮置場開設用の資材を備蓄し、仮置場開設訓練を実施することができました。

【課題】

「船橋市災害廃棄物処理計画」および「災害廃棄物処理行動マニュアル」に基づき、災害廃棄物処理を迅速に行うためには人材の育成が必要なことから、今後も引き続き市職員及び委託業者等も含め訓練を行うほか、災害に備え給電体制の整備や収集車両のEV化の検討が必要です。

第2章 計画の基本理念・基本方針

2.1 基本理念

国では、平成 30（2018）年 4 月に第五次環境基本計画が策定され、循環型社会形成に関連する戦略として「食品ロスの削減」、「廃棄物の適正処理の推進」を明示しているほか、平成 30（2018）年 6 月策定の第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、循環型社会の形成や低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに経済的側面や社会的側面にも視野を広げ「持続可能な社会づくりとの統合的取組」「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」などの方向性を掲げました。

本市においては、平成 24（2012）年 2 月に「船橋市一般廃棄物処理基本計画 ～ふなばし『循環型社会実現へのチャレンジ』プラン～」を策定し、それをさらに発展させるかたちで、平成 29（2017）年 2 月には「船橋市一般廃棄物処理基本計画～『循環型社会実現に向けたステップアップ』～」を策定し、ごみの減量を進めてきましたが、前計画の目標値を最終処分量以外では実現できていません。

このような状況を踏まえ、市では「●●」を基本理念と掲げ、ごみの減量に向けた取り組みを進めます。

基本理念

2.2 基本方針と重点的な取り組み

2.2.1 基本方針

方針1 市民・事業者・行政の協働により持続可能な循環型社会を実現します

天然資源の消費を抑制し、持続可能な循環型社会を実現するためには、正しい知識を持ち自ら行動することが重要です。このため、ごみの減量の必要性や分別方法がより多くの市民・事業者に伝わるよう適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自ら行動できる人や組織づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政がともに行動できるような仕組みづくりを進めます。

<関連するSDGs>



方針2 2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます

廃棄物は、いったん発生すれば資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせてしまいます。このため廃棄物処理に由来する環境負荷を低減させるためには廃棄物を発生させないことが最も効果的であるため、2Rをさらに推進するとともに、リサイクルについても継続的に取り組みを推進します。

<関連するSDGs>



方針3 安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進します

廃棄物処理は環境衛生上欠くことのできない事業であり、市民の安全・安心を確保したうえで環境に配慮しつつ安定的に収集・処理を行う必要があります。このため、平時における法令等に基づいた適正な処理体制の確保はもとより、大規模災害時の施設運営や災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

<関連するSDGs>



2.2.2 重点的な取り組み

計画の理念や基本方針に基づき、計画を実行するため5つの重点的な取り組みを定め推進します。

環境学習の推進	
	<p>廃棄物はいったん発生すれば少なからず環境負荷を生じさせるため、ごみの減量の必要性や正しい排出方法を広く周知します。</p>
事業者認定制度の充実	
	<p>模範的なごみの減量および資源化に取り組む事業者を認定し紹介します。</p>
事業系一般廃棄物の分別指導の徹底	
	<p>事業系一般廃棄物には、分別すれば資源化できる紙類が多く含まれていることから、分別指導を徹底し、ごみの減量を図ります。</p>
食品ロス削減計画の推進	
	<p>国内における食品ロスの発生量は平成 30 (2018) 年度には約 600 万トンあるとされています。食品ロス削減推進計画を定め食品ロスを削減していきます。</p>
災害時における廃棄物処理体制の構築	
	<p>災害時には災害廃棄物の発生のほか、生活ごみを安定的に処理する必要もあります。災害時における廃棄物処理が安定的に実施できるよう体制を構築していきます。</p>

2.3 数値目標

本計画の令和13（2031）年度までの数値目標は、前計画の達成状況や、国や県の計画及びごみ処理基本計画策定指針を踏まえ、以下のとおり設定します。

また、本市が現在も注力しており、数値目標とも連動性のある食品ロス発生量を参考指標として設定し、効果の検証や施策の方向性の検討に活用します（表2-6）。

表2-6 本計画の数値目標

区分		基準年度	中間目標	最終目標
		令和元 (2019) 年度(実績)	令和8 (2026) 年度(実績)	令和13 (2031) 年度(実績)
数値目標	総排出量	204,787 t	195,000 t	182,000 t
			5%削減	11%削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量	534 g	490g	440g
			8%削減	18%削減
リサイクル率（出口側の循環利用率）	21.6%	26%	30%	
最終処分量	7,729 t	6,800 t	5,900 t	
		11%削減	23%削減	
参考指標	家庭系可燃ごみに 食品ロスが含まれる割合 (食品ロス：手つかず食品＋食べ残し)	6.8%	5.1%	3.4%
			25%削減	50%削減

※令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動を反映する廃棄物量及びリサイクル率は正常値ではないと判断し、令和元（2019）年度を基準年度としました。

2.4 計画の体系

体系図

図 2-10 体系図

第3章 目標達成に向けた取組みの内容

<基本方針1>

市民・事業者・行政の協働により、持続可能な循環型社会を実現します

わたしたちは、大量生産、大量消費を行うことで物質的な豊かさを手に入れた一方、環境汚染や地球温暖化といった環境問題に直面しています。

世界的には、地球規模の環境問題が深刻化する中で、持続可能でより良い世界を目指す国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が平成27（2015）年に国連で採択されました。

天然資源の投入をできるだけ抑制し、持続可能な形で資源を活用する循環型社会の実現のためには、正しい知識を持ち自ら行動することが重要です。

市民・事業者・行政がともに行動できるよう適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自ら行動できる人や組織づくりを進めるとともに、市民・事業者・行政がともに行動できるような仕組みづくりを進める必要があります。

コラム ふなばし3Rすすめ隊

本市では平成14（2002）年から「リサイクル」に由来するキャラクター「リサちゃん」を活用して、ごみの減量や資源化を呼びかけてきましたが、平成29（2017）年に新たなキャラクター「リデュくん」「リユちゃん」を仲間に加え、3Rすすめ隊を結成しました。



3.1.1 情報提供の充実



持続可能な循環型社会の実現のためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、そのために本市では分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報を分かりやすく伝えていく必要があります。

本市ではこれまでも広報ふなばしや、家庭ごみの出し方（リサちゃんだよりプラス）、粗大ごみの出し方、資源物とごみの分別ガイド、外国語版家庭ごみの出し方簡易パンフレット等により情報発信を行ってきましたが、今後も継続して分かりやすい情報発信を多様な媒体で行います。

令和2（2020）年度に実施した市民アンケート調査では、ごみに関する情報の入手先は、「家庭ごみの出し方」「広報ふなばし」「資源物とごみの分別ガイド」「船橋市ホームページ」の割合が高く、平成30（2018）年10月から配信を開始しているスマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあーる」の割合は低かったことから、今後も上記の媒体に加えてLINE等のSNSやふなばし情報メール、デジタルサイネージ等の多彩なツールを活用して、年代や国籍を問わず市民が情報が受け取ることができる環境の構築に努めます。

また、事業者に対しても、市ホームページ等を活用しながらごみの適正排出や本市の推進する施策への協力を要請していきます。

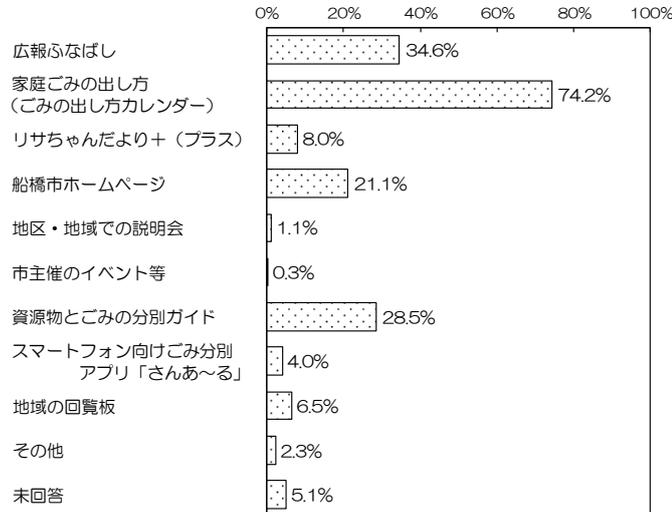


図3-1 ごみに関する情報の入手先（令和2（2020）年度アンケート調査結果より抜粋）

<実施すべき取り組み>

- ・「家庭ごみの出し方」、「ごみ分別アプリ」、「リサちゃんだよりプラス」などによる周知啓発
- ・「広報ふなばし」や市ホームページ、デジタルサイネージ、SNSの活用などによる情報発信
- ・外国人向けの情報発信



3.1.2 環境学習の推進

SDGsの推進や循環型社会形成のための具体的な取組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要であり、そのためには廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及や意識付けを図ることが必要となります。

特に次代を担う子どもたちや若年層への環境学習や啓発の推進は、ごみ減量や資源化へのきっかけや関心を高めることに繋がることから、若年層向けの啓発を新たに行うなど充実を図ります。

また、ごみ処理施設の見学会の実施や、環境教育に活用できるコンテンツを増やしていくことで、年代を問わず市民が環境学習に参加できる環境の構築に努めます。

<実施すべき取組み>

- ・ごみ出し説明会や出前講座などの実施
- ・小学生向けの出前授業の実施
- ・中高校生、大学生など若年層向けの啓発
- ・施設見学会
- ・動画コンテンツの開発

写真

3.1.3 地域全体の環境美化の推進



本市では船橋市廃棄物減量等推進員（通称：クリーン船橋530推進員）を任命し、市と推進員が協力して「クリーン船橋530（ゴミゼロ）の日」（一斉清掃）等といった地域美化活動の推進や、地域3R推進活動、不法投棄防止活動を行っています。今後も研修会の実施等による推進員の育成や活動の推進に努めるほか、不法投棄防止については、広く市民からの情報提供も受け付けて、未然防止や早期発見に努めます。

<実施すべき取組み>

- ・不法投棄防止パトロールの実施
- ・530推進員の育成
- ・地域の清掃活動の推進

写真



3.1.4 優良事業者の育成

市は、模範的なごみの減量及び資源化に取り組む事業者を「ふな R 連携事業者」として認定し、市の HP 等で紹介しています。

今後は、ふな R 連携事業者を増やしていくことに加え、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対しての研修を実施して優良事業者の育成に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ・ごみの減量及び資源化連携事業者認定制度の充実
- ・一般廃棄物収集運搬業許可業者の育成

重点



3.1.5 市民サービスの向上

高齢化や障害によって、ごみ出しが困難な方に対し支援を行う「ふれあい収集」や粗大ごみの屋内からの運び出しを行う「クリーンサポート収集」を継続して実施します。また、粗大ごみ収集の利便性向上のためインターネットを活用した申し込み制度を検討します。

<実施すべき取り組み>

- ・「ふれあい収集」の実施
- ・「クリーンサポート収集」の実施
- ・インターネットを活用した粗大ごみ申請の検討

コラム：ふれあい収集

自らごみ収集ステーションにごみを出すことが困難であり、他の方からも支援を受けることができない状況にある高齢者や障害を持つ方の自宅まで、粗大ごみ以外のごみの収集を行う「ふれあい収集」を行っており、令和3（2021）年〇月時点〇〇件の方が利用しています。

今後も高齢化社会が進むなかで、安心してごみ出しができる環境を作ることは大変重要です。



ふれあい収集の様子

＜基本方針2＞

2Rのさらなる推進と環境負荷の低減を進めます

2Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）と Reuse（リユース：再使用）のことで、これに Recycle（リサイクル：再生利用）をあわせると3Rとなります。

ごみは一度発生してしまうと、資源として利用したとしても少なからず環境に負荷を生じさせてしまうため、まずは廃棄物を発生させないリデュースが重要となります。

近年問題になっている「海洋プラスチック（マイクロプラスチックによる海洋汚染）」などへの対策として国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの使用削減が挙げられており、その一環として、令和2（2020）年7月1日より全国一律でレジ袋有料化の義務付けがスタートしました。

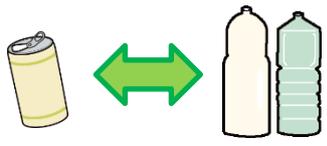
また、食品ロスの発生抑制も、リデュースにおける重要な取組みのひとつであり「食品ロス削減推進法」の施行など循環型社会形成への動きが進んでいます。

市では、国の動向も踏まえ、今まで以上にごみをなるべく出さない状態である2Rを推進し、環境負荷の低減を進めます。

コラム：3Rとは

3Rとは、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字「R」をとったものです。

リサイクルも大切な取組みですが、リデュースやリユースと比較すると、収集や製品に変える際にエネルギーを必要とします。よって、ごみを減らすためには、まずリデュースとリユースの2Rに取組み、その次にリサイクルに取組むことでより効果の高いごみの減量化を行うことができます。

Reduce (リデュース)	Reuse (リユース)	Recycle (リサイクル)
<p>＜発生抑制＞ 出るごみを減らす (例) レジ袋をもらわない など</p> 	<p>＜再使用＞ そのまま使えるものは 何度も使う (例) フリーマーケットの 利用など</p> 	<p>＜再生利用＞ 分別して資源として使う (例) カンやペットボトル の分別など</p> 



3.1.6 発生抑制行動の推進

ごみの減量や資源化を推進していくためには、市民・事業者・行政の各々が役割分担しながら協働していく必要があります。ごみの発生抑制行動の推進として、市民に対してはリユースショップの利用や詰め替え商品購入の推奨、マイバック・マイボトル利用の推奨、エシカル消費を推奨するほか、模範的なごみの減量や資源化に取り組む事業者を市民に紹介して、市民・事業者・行政の3者にとって有益な発生抑制行動の推進や仕組みの形成に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ・リユースショップの推奨
- ・詰め替え商品、マイバック、マイボトルの推奨
- ・手前取りなどエシカル消費の推奨

コラム：エシカル消費ってなに？

エシカル消費とは、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことで、消費者が社会的課題の解決を考慮し、課題に取り組む事業者を消費活動で応援することです。

マイボトルの利用や、商品の手前取り、食品ロスを削減することも含まれます。

消費と社会のつながりを「自分のこと」として捉え、一人一人が思いやりを持った消費行動を心掛けることが世界の未来をより良いものに変えることに繋がります。



3.1.7 分別排出の徹底

ごみの分別状況を把握するためにはごみの組成調査を継続的に実施していくことが重要です。本市では定期的にごみ組成調査を実施しており、今後も継続して調査結果の分析を行います。組成調査結果より、紙類の分別がさらに必要だという結果が明らかになったため、雑がみ等の紙類の分別徹底を推進していきます。

また、電子タバコ等の二次電池使用製品を原因とする火災が全国のごみ処理施設で多発しており、本市でもごみ収集車の発火事故が確認されているため、二次電池使用製品を乾電池や蛍光灯と同様に不燃ごみとして分別することを検討します。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック製品の分別及び資源化については、分別後の資源化方法等明確になっていないことが多いことから、今後の国の動向を踏まえ検討を続けるほか、今後高齢化率の上昇とともに排出量の増加が予想される紙おむつの分別資源化について調査研究を行います。

<実施すべき取り組み>

- ごみ組成調査の実施
- 資源化できる紙類の分別の徹底
- 新たな分別と資源化の検討
- プラスチック製品の分別の検討

コラム：マイクロプラスチック

マイクロプラスチックは、海や自然の中に拡散した、大きさが5ミリメートル以下の微小なプラスチック粒子のことで、紫外線や波浪によって微小な断片になったプラスチックや、洗濯排水に含まれる繊維、研磨材として含まれているマイクロビーズ等が含まれます。

近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、海洋汚染対策が世界中で進められています。海のごみの8割が陸地から移動してきたものと考えられていることから、河川を経由して海域に流入するプラスチックも多く存在すると考えられます。

まだ調査等が十分に進んでおらず、不明な点も多いのですが、まずはわたしたち一人一人が、使い捨てプラスチック製品の利用を極力減らしていく等といった、できることから実践していくことが重要になります。



3.1.8 排出者責任の徹底

本市においては、事業系ごみのごみ総排出量の約3割を占めており、県内では千葉市に次いで2番目に多い排出量となっていることから、事業系ごみの発生抑制は本市のごみ削減において非常に重要です。

事業活動で生じる事業系ごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例」により、事業者自らの責任で適正な処理を行うことが規定されていますが、ごみ組成調査結果をみると、特に資源化できる紙類が可燃ごみとして排出されている状況がうかがえることから、今後も事業者に対してごみの分別徹底を指導していきます。

また、ごみ処理施設においては定期的にピット前における展開検査や既設のダンピングボックスを活用した検査を実施し、違反物の搬入を防止するとともに、分別が不十分であったり、産業廃棄物等の持ち込めないごみがあった場合には事業者に対して適切な指導を実施します。

さらに、小規模事業者向けの指定ごみ袋制度の検討や近隣他市の状況も踏まえた事業系ごみの処理手数料の見直し等により、事業系ごみの発生抑制に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ・ 事業系一般廃棄物の分別指導の徹底
- ・ 小規模事業者向け排出方法の検討
- ・ ピット前検査の強化
- ・ 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しの検討

重点

重点

3.1.9 食品ロス削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、日本では、平成 30 (2018) 年度推計で、年間約 600 万トンの食品ロスが発生しています。

世界では人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、大量の食品が廃棄されているのが現状であり、食品ロスの削減は世界における重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、本市は食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロスの削減に努めていきます。詳細については「第 4 章 食品ロス削減推進計画」に掲載します。

<基本方針3>

安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進します

本市では、老朽化していた清掃工場の建て替えを進め、平成 29（2017）年度には北部清掃工場が、令和 2（2020）年度には南部清掃工場が稼働しました。

新しい清掃工場には高効率の発電設備が備わり、廃棄物発電を行っています。発電された電力は場内利用するほか、余剰電力は売却しています。また、南部清掃工場は、津波一時避難施設としての機能を確保し、電気重要諸室を 2 階以上に配置するなど津波対策を実施しています。

廃棄物の処理は、生活環境の保全、公衆衛生の向上に欠かせないため、安全で安定した廃棄物の収集運搬及び処理体制を推進していきます。

コラム：災害に備えて

令和元（2019）年の台風 15 号、19 号では、本市においても家屋が壊れたり、街路樹が折れるなど多くの被害が発生しました。

また、「千葉県北西部直下地震マグニチュード 7.3（想定ケース 冬 18 時、風速 8m/s）」では、市全体では災害廃棄物発生量は最大約 313 万 t と想定されています。

災害は、いつ起きるか分かりませんが、災害時にどのようにごみを出せばよいかを事前に確認することで、正しいごみの排出方法がわかり、迅速な復旧復興につながることから、本市では「災害時のごみ出しガイド」を作成し全戸配布したほか、仮置場の開設訓練等を実施し災害に備えています。



災害訓練の様子



3.1.10 効率的で安定した収集運搬体制の推進

災害廃棄物の処理は市町村が処理責任を有していますが、災害時における生活ごみの収集運搬も欠かすことはできません。本市は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を令和2（2020）年3月に策定していますが、今後は、災害に備えた収集運搬シミュレーションを行い、災害時においても適切なごみの収集運搬を行う体制を整えるほか、収集区域の適正化、家庭系可燃ごみの戸別収集も検討します。

<実施すべき取り組み>

- ・ 災害に備えた収集運搬シミュレーションの実施
- ・ 収集区域の適正化
- ・ 家庭系可燃ごみの戸別収集の検討



3.1.11 施設の適正な運営と維持管理の継続

本市では、平成25（2013）年度から西浦資源リサイクル施設が、平成29（2017）年度から北部清掃工場が、令和2（2020）年度から南部清掃工場が稼働しています。これらの施設はDBO（Design、Build、Operate：公設民営方式）事業によって運営・維持管理がされており、今後も継続して適切な運営・維持管理が実施されていることを確認します。

また、上記の一般廃棄物処理施設について、順次中長期整備計画を整備し、必要に応じて延命化計画を策定するほか、廃棄物処理に関する研修を実施し、施設の適正な運営と維持管理を継続して実施していきます。

<実施すべき取り組み>

- ・ 廃棄物処理に関する研修の実施
- ・ 各施設の中長期整備計画の整備

3.1.1 2 廃棄物エネルギーの利活用

本市では、ごみの焼却処理過程で発生する熱を利用して発電を行い、施設内で使用した後、余った電力については売電を行っています。

ごみの減量が進むと、ごみ焼却処理量が減少し、これに伴って発電量・売電収入も減少しますが、今後も継続して売電及び発電した電力の託送の拡大による廃棄物エネルギーの地産地消を検討し、エネルギーの利活用に努めます。

<実施すべき取り組み>

- ・ 発電した電力の託送の拡大

コラム：余熱利用施設 ふなばしメグspa

ふなばしメグspaは、北部清掃工場から発生する熱エネルギーを利用した余熱利用施設で、施設内には大浴場、歩行浴プール、軽運動室、食堂、産地コーナー等が設置されています。

健康の保持増進や交流の場として、様々なイベントやプログラムを開催しており、広く市民に親しまれています。



左：歩行浴プール 右：浴場



3.1.1.3 災害時における廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物は生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、市が円滑かつ迅速に処理しなければならないとされています。

本市は、「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえた「災害廃棄物処理計画」を令和2（2020）年3月に策定しています。今後は計画の実効性の確保のため、災害対応研修や訓練を継続的に実施するほか、清掃工場内に電気自動車用電力供給ステーションを設置や、EV式ごみ収集車の導入を検討します。

<実施すべき取り組み>

- ・災害対応研修および訓練の実施
- ・清掃工場内への電気自動車用電力供給ステーションの設置検討
- ・EV式ごみ収集車の導入の検討



3.1.1.4 家庭系可燃ごみの有料化の検討

家庭系可燃ごみの有料化は、市民のごみ減量及び資源化、分別の徹底などへの意識が向上するため、分別や資源化の促進が期待されますが、市民にとって経済的な負担になります。

導入にあたっては、ごみの現状や処理経費、他の自治体で最終処分（埋立て）しているといった情報提供を行い、ごみの減量の必要性について理解が得られるように努め、他の施策の効果も踏まえつつ、引き続き検討していきます。

<実施すべき取り組み>

- ・家庭系可燃ごみの有料化の検討

第4章 食品ロス削減推進計画

4.1 食品ロスの現状

4.1.1 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

国内における平成 30（2018）年度の食品ロス発生量は 600 万トンと推計され、この量は国連世界食糧計画（WFP，2019 年実績）による食料援助量である約 420 万トンの 1.4 倍に相当します。これを国民 1 人あたりに換算すると 1 日約 130g（お茶碗 1 杯分のご飯と同程度）のまだ食べられる食品を廃棄していることとなります。家庭においても、年間 284 万トンの食品ロスが発生しており、廃棄された理由として多いのは、「鮮度の低下、腐敗、カビの発生」「消費期限、賞味期限が過ぎた」などが挙げられます。（図 4-1）

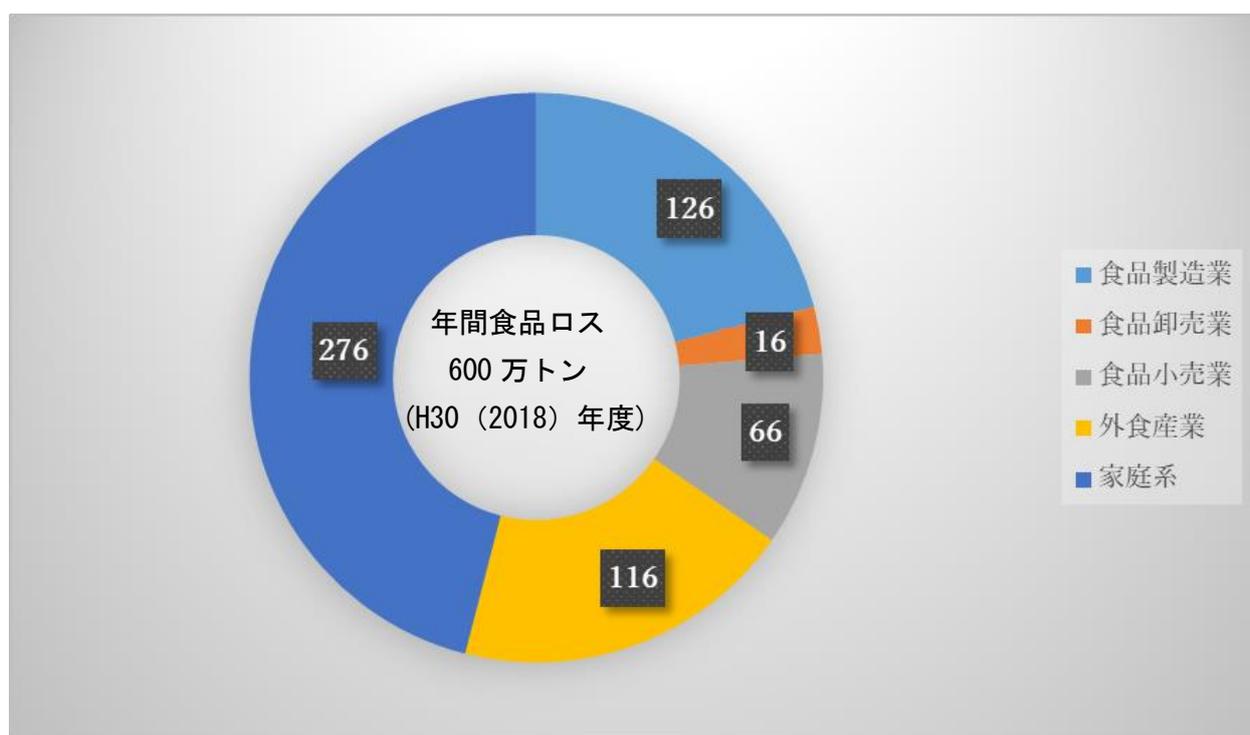


図 4-1 国内における年間食品ロス発生量の内訳（単位：万トン）
（農林水産省、環境省推計）

4.1.2 船橋市の現状

本市の令和2（2020）年度のごみ組成調査によると、家庭から出る可燃ごみの31.44%を占める生ごみ（厨芥類）のうち手つかず食品（※1）が2.2%、食べ残し（※2）が0.8%含まれていました。これは、生ごみの中に『食品ロス』が約10%あったこととなります。（図4-2）

※1：手つかず食品…未開封の食材や食品、若しくは開封済みで半分以上残ったもの

※2：食べ残し…開封済みの食材や食品で半分未満のもの

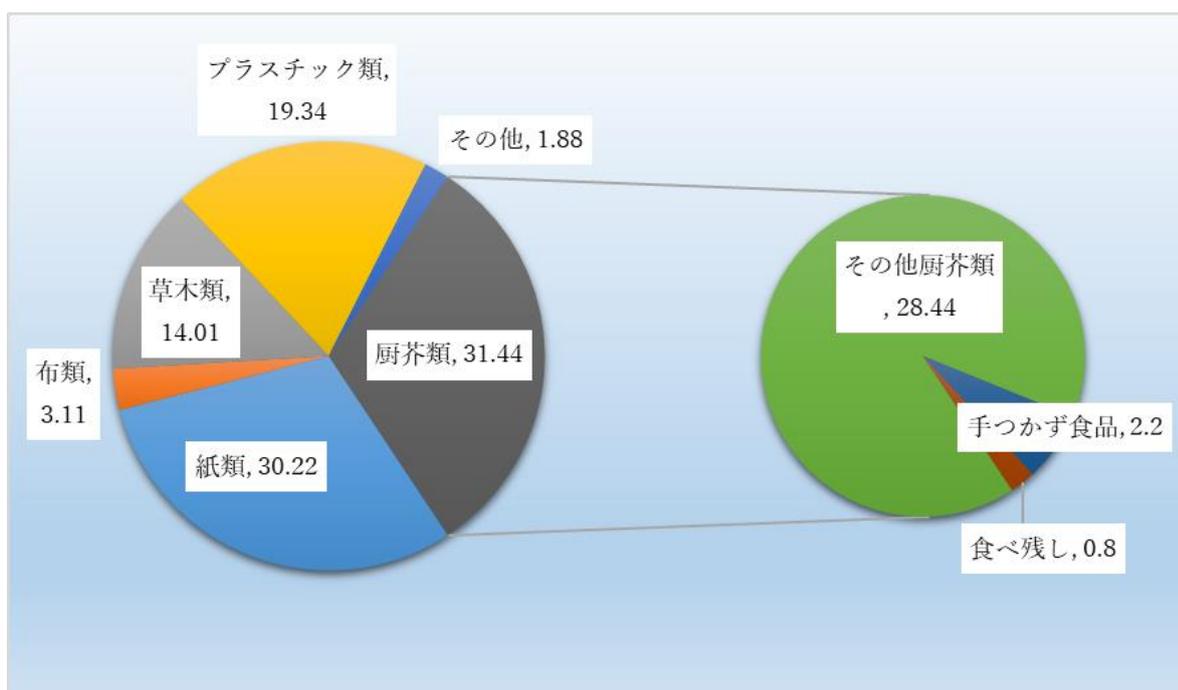


図4-2 令和2（2020）年度 家庭系可燃ごみ組成調査（単位：%）

日本の目標

国は事業系食品ロスを、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を立てています。同様に家庭系食品ロスについても2030年度までに半減させる目標を設定しています。私たち一人ひとりが身近なところから食品ロス削減を意識する事が、目標達成には必要不可欠です。



出典/食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢 (農林水産省)

ろすのん (♂)

食品ロス削減国民運動のロゴマークで、食品ロスをなくす (non) が命名の由来です。話すときに語尾に「のん」がつくのが口グセで、好きな言葉は「残り物には福がある」。



NO-FOODLOSS PROJECT

4.1.3 発生要因

(1) 家庭から発生する食品ロス

家庭から発生する食品ロスの主な発生要因としては、「期限切れ」、「食べ残し」、「調理時の過剰除去」等が挙げられます。買い物の際には、冷蔵庫の中身を確認し、消費期限・賞味期限の把握をすることや必要な食材だけを買う、調理の際には、残さず食べられる量を作るといった行動が必要です。(図4-3)

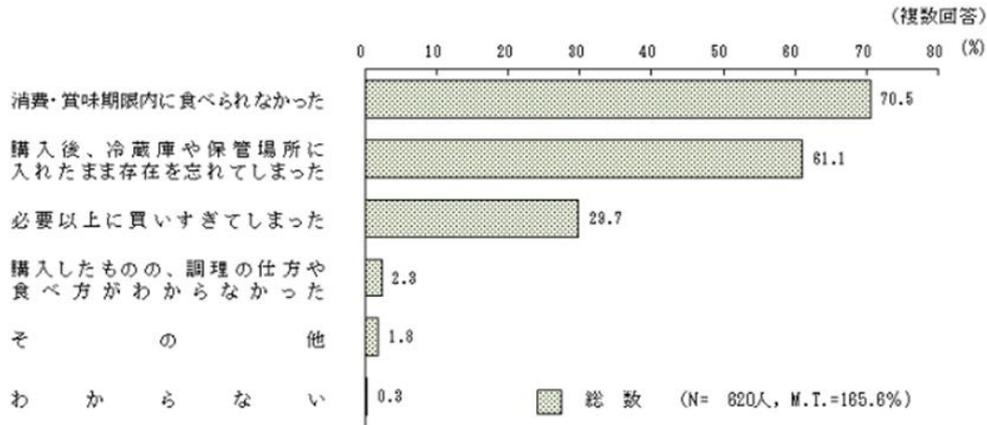


図4-3 食品ロスの原因

(出典：「食育に関する意識調査報告書」，平成 29 (2017) 年 3 月)

(2) 事業者から発生する食品ロス

事業者から発生する食品ロスについては、3分の1ルール(※1)などの商慣習による食品廃棄やサプライチェーン(※2)の各段階における過発注による廃棄、規格外商品の廃棄、外食産業による食べ残し等が主な発生要因とされています。食品ロスの発生を抑制するためには、商慣習の見直しや需要予測に基づいた適正受注、規格外商品の有効活用等、食品ロスや期限表記に対する消費者の適切な理解促進が必要となります。

※1：3分の1ルール…賞味期限の1/3以内で小売店舗に納品する商慣習。賞味期限の1/3を超えて納品できなかった商品は廃棄される。

※2：サプライチェーン…商品が消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと。(調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費)



図4-4 令和2(2020)年度ごみ組成調査で確認された食品ロス
(左：家庭系可燃ごみ、右：事業系可燃ごみ)

4.2 求められる役割と行動

4.2.1 市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人一人が考え、行動に移すことが必要です。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取組を支援することが望まれます。

4.2.2 事業者の役割

(1) 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施することが必要です。また、食品廃棄物等の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが必要です。なお、これらの活動を行った上で発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

(2) 事業者（農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。）

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことが必要です。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努める（フードバンクへの提供を含む。）ことが求められます。

4.2.3 市の役割

市民の役割および事業者の役割についての理解を促進し、各主体において能動的に実践ができるよう、「3. 食品ロス削減に向けた取組」に掲げる取組を推進していきます。

4.3 食品ロス削減に向けた取組

4.3.1 現在の取組

作成中